

## 入札公告

野洲市余熱利用施設整備運営事業について、下記のとおり総合評価方式による一般競争入札を行うため、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、公告する。

平成 29 年 10 月 2 日

野洲市長 山仲善彰

### 1. 総合評価一般競争入札に付する事項

- (1) 事業名称 野洲市余熱利用施設整備運営事業
- (2) 事業用地 野洲市大篠原 3333-2 他 4 筆（旧野洲クリーンセンター跡地、既存野洲市体育センター敷地及び周辺地）
- (3) 事業概要 以下に掲げる施設の設計、建設・工事監理、維持管理及び運営を行う。

施設区分		機能
本施設	必須施設	温水プール 温浴施設 特産物販売施設
	提案施設 (設置を義務付けるものではない)	必須施設との連携・相乗効果が見込める施設

- (4) 事業期間 事業契約締結日より平成 54 年 3 月 31 日まで
- (5) 予定価格 2,340,000 千円（消費税等相当額を除く。）

### 2. 入札に参加する者に必要な資格

#### (1) 入札参加者の構成等

- ① 入札参加者は、複数の企業で構成するグループ（以下「入札参加グループ」という。）とする。入札参加グループは、代表企業（以下「代表企業」という。）を定め、それ以外の企業は構成企業（以下「構成企業」という。）とする。
- ② 代表企業若しくは構成企業が業務に当たらない場合には、当該業務を実施させる企業を協力企業（以下「協力企業」という。）として、参加表明書において明記すること。また、参加表明書に代表企業名を明記し、必ず代表企業が入札手続きを行うこと。

- ③ 入札参加者は、入札の結果、落札者として選定された場合は、基本協定の締結後に、代表企業及び構成企業の出資により、会社法に定められる株式会社として設立する事業者に出資を行うものとする。
- ④ 代表企業は、入札参加グループ中最大の出資割合を負担するものとする。
- ⑤ 代表企業及び構成企業以外の者が事業者の出資者になることは可能であるが、全事業期間を通じて、当該出資者の出資割合は出資額全体の 50%未満とする。
- ⑥ 野洲市（以下「本市」という。）は、本市内に本社・支社・支店を置く企業が入札参加グループ又は協力企業として本事業に加わる等、地元経済貢献への配慮を期待している。

### 3. 業務実施企業の参加資格要件

代表企業、構成企業及び協力企業のうち設計、建設、工事監理、維持管理、運営の各業務を行う者（事業者からこれらの業務を受託する者を含む。）は、それぞれ以下に示す①～⑤の要件を満たさなければならない。なお、複数の要件を満たす者は、当該複数業務を行うことができる。

ただし、建設業務を行う者及びその関連企業は、工事監理業務を行うことはできない。関連企業とは、資本面又は人事面において関連がある者をいう。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 以上の株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 以上の出資をして、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。

#### ① 設計業務を行う者

設計業務を複数の設計企業で実施する場合は、以下に示す a 及び b の要件については、全ての企業がいずれにも該当し、c の要件は、いずれかの設計企業が要件を満たしていればよいものとする。

- a 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- b 本市の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- c 平成 19 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に、25m 以上の温水プール施設または延べ面積 1,500 m<sup>2</sup> 以上のスポーツ施設の基本設計業務および実施設計業務を完了した実績を有していること。

#### ② 建設業務を行う者

建設業務を複数の建設企業で実施する場合は、以下に示す a 及び b の要件については、全ての企業がいずれにも該当し、c の要件は、いずれかの建設企業が要件を満たしていればよいものとする。

- a 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。
- b 本市の入札参加資格者名簿に登録されていること。

- c 平成 19 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に、延べ面積 1,500 m<sup>2</sup>以上の官公庁が発注した公共施設等の建築工事を完了した実績を有していること。

### ③ 工事監理業務を行う者

工事監理業務を複数の工事監理企業で実施する場合は、以下に示す a 及び b の要件については、全ての企業がいずれにも該当し、c の要件は、少なくとも 1 社が該当すること。

- a 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- b 本市の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- c 平成 19 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に、25m以上の温水プール施設または延べ面積 1,500 m<sup>2</sup>以上のスポーツ施設の工事監理実績を有していること。

### ④ 維持管理業務を行う者

維持管理業務を複数の維持管理企業で実施する場合は、以下に示す a の要件については、全ての企業がいずれにも該当し、b の要件は、少なくとも 1 社が該当すること。

- a 本市の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- b 平成 19 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に、温水プールを含むスポーツ施設についての維持管理業務の実績を有していること。

### ⑤ 運營業務を行う者

運營業務を複数の運営企業で実施する場合は、以下に示す a の要件については、全ての企業がいずれにも該当し、b の要件は、少なくとも 1 社が該当すること。

- a 本市の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- b 平成 19 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に、温水プールを含むスポーツ施設についての運営実績を有すること。

## 4. 入札参加者及び協力企業の制限

以下のいずれかに該当する者は、入札参加者及び協力企業となることはできない。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- ② 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 26 条第 2 項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者。

- ③ 建設業法（昭和 24 年 5 月 24 日法律第 100 号）第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止命令を受けている者。
- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしている者又は更生手続開始の申立てをなされている者。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者が、その者に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合又はその者の一般競争入札参加資格の再認定がなされた場合を除く。
- ⑤ 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項による和議開始の申立てをしている者。
- ⑥ 民事再生法第 21 条の第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされている者。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合を除く。
- ⑦ 平成 18 年 4 月 30 日以前に会社法（平成 17 年法律第 86 号）の施行に伴う改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者。
- ⑧ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産の申立て（同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条又は第 133 条の規定による破産の申立てを含む。）がなされている者。
- ⑨ 参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限から事業者の選定が終了するまでの期間に本市から入札参加資格停止の措置を受けている者。
- ⑩ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、公正取引委員会から排除措置等の命令を受けている者。

- ⑪ 本事業に係るアドバイザー業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50以上の株式を有し、又はその出資の総額の100分の50以上の出資をしているものをいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。本事業に係るアドバイザー業務に関与した者は、以下のとおりである。
- ・ 株式会社 建設技術研究所
  - ・ 株式会社 学校文化施設研究所
  - ・ シリウス総合法律事務所
  - ・ 永井公認会計士事務所
- ⑫ 野洲市余熱利用施設整備PFI事業の事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)の委員と資本面又は人事面において関連がある者。なお、実施方針公表日以降に、本事業に関わって、当該委員に接触を試みた者は、入札参加資格を失うものとする。
- ⑬ 法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者。
- ⑭ 入札参加者及び協力企業のいずれかで、他の入札参加者又は協力企業として参加している者。ただし、特産物販売施設運営業務を実施する協力会社として本事業に参加しようとする者は、複数の入札参加者の協力会社となることは可能である。また、本市が事業者との基本協定書を締結後、選定されなかった他の入札参加者又は協力企業が、事業者の業務等を支援し、及び協力することは可能である。
- ⑮ 野洲市暴力団排除条例第6条に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者。

## 5. 担当窓口

入札手続きについての本市の担当窓口を以下のとおり定める。また、各手続き、連絡先、提出先等は、特に指定のない限り以下を窓口とする。

野洲市環境経済部環境課野洲クリーンセンター整備室

住 所：〒520-2313 滋賀県野洲市大篠原 3335 番地

電 話：077-588-0568

FAX：077-586-2150

E-mail：clean@city.yasu.lg.jp

なお、入札説明書等の内容について電話での直接回答は行わない。

## 6. 入札に関する手続

### (1) 入札公告、入札説明書、要求水準書等の公表

特定事業の選定を踏まえ、平成 29 年 10 月 2 日（月）に、本事業の調達に係る入札公告を行い、併せて入札説明書等を本市ホームページ上で公表する。

（本市ホームページアドレス <http://www.city.yasu.lg.jp/>）

### (2) 入札説明書等に関する説明会等

入札説明書等に関する説明会を以下のとおり開催する。

#### ① 入札説明会

日 時：平成 29 年 10 月 6 日（金）午後 1 時 30 分から午後 3 時まで

会 場：野洲クリーンセンター2 階会議室

#### ② 現場説明会

日 時：平成 29 年 10 月下旬

会 場：事業予定地

申込方法：希望者は、上記 5 の担当窓口申し込むこと。

### (3) 資料の閲覧

要求水準書の閲覧資料の閲覧を、以下のとおり行う。閲覧を希望するものは、事前に上記 5 の担当窓口連絡すること。

① 閲覧期間：平成 30 年 2 月 6 日（火）まで（閉庁日を除く）の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

② 閲覧場所：上記 5 の担当窓口

③ 資料の貸出し：行わない。ただし、資料データのコピーを提供する。

#### (4) 入札説明書等に関する個別対話

事業者の意見を聴取し、必要に応じて入札説明書等に反映することを目的として、本市と事業者との個別対話を実施する。

- ① 開催日時：平成 29 年 10 月 17 日（火）
- ② 開催場所：野洲クリーンセンター
- ③ 参加資格：本事業の入札参加者となることを予定している事業者とし、参加人数は 3 名以内とする。なお、入札参加グループの組成を予定している複数社で出席することも可とし、この場合の参加人数は合計で原則 10 名以内とする。
- ④ 申込方法：上記 5 の担当窓口へ、原則 E メールにより提出すること。開催場所と日時の確定等については、参加申込のあった事業者全てに個別に連絡する。
- ⑤ 位置づけ等：個別対話の内容は、事業者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもので、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあると認められるものを除き、11 月中旬に本市ホームページにおいて公表する。

#### (5) 入札説明書等に関する第 1 回質問及び意見・回答

入札説明書等に関する質問及び意見を以下のとおり受け付ける。

- ① 受付期間：入札説明書等公表の日から 10 月 20 日（金）午後 5 時まで
- ② 受付方法：入札説明書 別紙 1「入札説明書等に関する質問書」に記入の上、上記 5 の担当窓口へ原則として E メールにより提出すること。
- ③ 回答：平成 29 年 11 月中旬に本市ホームページにおいて公表する予定である。

#### (6) 入札説明書等に関する第 2 回質問及び意見・回答

入札説明書等に関する質問及び意見を以下のとおり受け付ける。

- ① 受付期間：第 1 回質問への回答の日から 11 月 22 日（水）午後 5 時まで
- ② 受付方法：入札説明書 別紙 1「入札説明書等に関する質問書」に記入の上、上記 5 の担当窓口へ原則として E メールにより提出すること。
- ③ 回答：平成 29 年 12 月中旬に本市ホームページにおいて公表する予定である。

#### (7) 参加表明書及び入札参加資格審査書類の受付

事業提案を提出する入札参加者は、参加表明書及び入札参加資格審査書類を以下の期間に提出すること。参加表明書及び入札参加資格審査書類の提出を行った者に受付番号（記号）を通知する。

- ① 受付期間：平成 29 年 12 月 21 日（木）から平成 29 年 12 月 27 日（水）までの午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとする。
- ② 提出場所：上記 5 の担当窓口
- ③ 提出方法：持参すること。
- ④ 提出書類：参加表明書、入札参加資格審査に関する提出書類
- ⑤ 提出部数：1 部を提出すること。

#### (8) 入札書類審査に関するに係る書類の受付期間、場所及び方法

入札書類審査に関する提出書類を提出する入札参加者は、関係する書類を以下の期間に提出しなければならない。入札日時に遅れた場合は、入札に参加できない。

- ① 受付期間：平成 30 年 2 月 1 日（木）から平成 30 年 2 月 7 日（水）までの平日、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとする。
- ② 提出場所：上記 5 の担当窓口
- ③ 提出方法：持参すること。
- ④ 提出書類：様式集「入札書類審査」（「第 9 提出書類」を参照）
- ⑤ 提出部数：正本 1 部並びに副本 11 部を提出すること。

なお、入札を辞退する者は、様式集「入札参加資格審査（入札辞退届）」を、平成 30 年 1 月 31 日（火）までに、上記 5 の担当窓口まで提出すること。以降の辞退は認めないものとする。

#### (9) 入札の手順

- ① 提出された入札参加資格審査書類が全て揃っていることを確認し、揃っていない場合は失格とする。
- ② 入札参加資格審査書類が全て揃っている入札参加者の入札参加資格等が本市の要求を満たしていることを確認し、満たしていないと評価された場合は失格とする。
- ③ ①、②の参加資格を確認し、審査結果を書面により平成 30 年 1 月 12 日（金）までに随時郵送する。
- ④ 入札参加資格を満たしていると評価された入札参加者について、提出された入札書類審査に関する書類が全て揃っていることを確認し、揃っていない場合は失格とする。
- ⑤ 入札書類審査に関する提出書類が全て揃っている入札参加者の提出書類について、落札者決定基準に従い、審査を行う。
- ⑥ 審査された入札参加者の入札書（入札書類審査に関する提出書類「様式 A-3」）を開札する。開札は、入札参加者の立会いの上行うものとする。
  - a. 開札日時：平成 30 年 3 月下旬（予定）
  - b. 開札場所：決定後、入札参加者に連絡する



- ⑦ 入札書に記載する入札金額は、消費税等抜きの金額を記載する。入札金額が、本市の設定した予定価格を超えている場合は失格とし、その場で当該入札参加者に通知する。なお、全入札参加者の入札金額が予定価格を超えている場合でも、再度入札（2回目）は行わない。
- ⑧ 入札説明書等で示す要件を全て満たしている提案をした入札参加者の中から、地方自治法施行令第167条の10の2第1項に規定する総合評価一般競争入札により落札者を決定する。
- ⑨ 本市は、別に公表する落札者決定基準に基づき、野洲市余熱利用施設整備運営事業に関する野洲市余熱利用施設整備PFI事業の事業者選定委員会設置要綱に規定する選定委員会による提案内容の審査と入札価格を総合的に評価し、落札者を決定する。
- ⑩ 落札者となった入札参加者の代表企業に対して、平成30年3月下旬までに決定通知を行う。

#### (10) ヒアリング等の実施

本市は、入札参加者に対し、平成30年3月下旬に提案書の内容に関するヒアリング等を実施する。詳細については、該当者に別途連絡する。

## 7. 入札参加に関する留意事項

### (1) 入札説明書等の承諾

入札参加者は、入札書類の提出をもって、入札説明書等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

### (2) 費用負担

入札に伴う費用は、全て入札参加者の負担とする。

### (3) 入札保証金

入札保証金は免除する。

### (4) 契約手続きにおいて使用する言語、通貨単位及び時刻

入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

### (5) 著作権

入札参加者が提出した提案書に関する著作権は、入札参加者に帰属するが、PFI法第11条の客観的評価を目的に本市が使用するものとする。本市は客観的評価の目的

以外には使用しない。ただし、落札者として決定された入札参加者の提案内容は、全部又は一部を必要に応じて使用できるものとする。

#### (6) 特許権等

提案の中で特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護されている権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用することとしている場合、これらの使用により生じる責任は、原則として入札参加者が負うものとする。

#### (7) 提出書類の取扱い

提出された書類については、変更できないものとする。

なお、審査後、落札者以外の提出書類は返却するものとする。

#### (8) 本市からの提示資料の取扱い

本市が提示する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

#### (9) 入札無効に関する事項

以下のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ① 公告に示した入札参加者の備えるべき参加資格のない者の提出した入札書類
- ② 事業名及び入札金額のない入札書類
- ③ 入札参加者氏名及び押印のない又は判然としない入札書類
- ④ 事業名に誤りのある入札書類
- ⑤ 入札金額の記載が不明確な入札書類
- ⑥ 入札金額を訂正した入札書類
- ⑦ 虚偽の記載がある入札書類
- ⑧ 1つの入札について同一の者がした2つ以上の入札書類
- ⑨ 入札書類の受付期間締切までに到達しなかった入札書類
- ⑩ 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書類
- ⑪ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書類
- ⑫ 予定価格を上回る価格を提示した入札書類
- ⑬ その他入札に関する条件に違反した入札書類

#### (10) 必要事項の通知

入札説明書等に定めるもののほか、入札に当たっての留意点等、必要な事項が生じた場合には、代表企業に通知する。

### 8. 落札者の決定

本市は、優秀提案の選定結果を踏まえ、落札者を決定する。

ただし、優秀提案が複数ある時（総合評価点が同点の時）は、性能評価点が最も高い者を落札者とする。

### 9. 落札者決定通知及び審査結果の公表

落札者決定後、速やかに入札参加者の代表企業に対して通知するとともに、審査結果を公表する。

### 10. 契約手続き

#### (1) 契約の条件

落札者と本市は、事業契約の締結に関する基本協定書について速やかに合意するとともに、SPC 設立後、速やかに仮事業契約の締結を行う。また、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 12 条の規定により、野洲市議会の議決を要するので、当該仮事業契約は、市議会での仮事業契約の締結に係る議案が議決された時に本契約となる。ただし、本市は、当該議案が市議会で議決されなかった場合、仮事業契約の相手方に対していかなる責任も負わない。

#### (2) 契約の解除

落札者決定後、本事業契約に係る議案の議決があるまでの間に、当該落札者が第 3 の入札参加者の備えるべき参加資格要件に示すいずれかの要件を満たさなくなったときは、当該仮事業契約を締結しないことがあり、又は仮事業契約を締結しているときはこれを解除することがある。

### 11. その他

その他詳細は、入札説明書等による。